

教育委員会会議 定例会

令和6年11月20日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 26 号 令和5年度教育委員会の活動状況報告書（確定版）について
- 第 27 号 「山梨県教育振興基本計画」の目標となる指標（未公表分）の進捗状況について
- 第 28 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 29 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 30 号 県議会に提出する予定案件について

2 報 告 事 項

- (8) 令和7年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舍指導員選考検査結果について

3 その他報告

- (9) 少人数教育推進検討委員会報告書について
- (10) 山梨県いじめの防止等のための基本的な方針の改訂について

議案第 26 号

令和5年度教育委員会の活動状況報告書（確定版）について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、報告書を議会へ提出する必要がある。

議案第 27 号

「山梨県教育振興基本計画」の目標となる指標（未公表分）の進捗状況について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、点検及び評価を行う必要がある。

件名

「山梨県教育振興基本計画」の目標となる指標（未公表分）の進捗状況について

経緯

- 令和5年度の教育振興基本計画点検評価については、指標54項目のうち、国による調査結果が未公表となっていた8項目を除き、「令和5年度教育委員会の活動状況報告書」として令和6年9月県議会時に報告し、ホームページ上で公表した。
- 未公表であった8項目は、10月に国により調査結果が確定・公表された。
- ※ 対象調査は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」である。

内容

- 確定した指標（8項目）
 - ・ いじめの解消率（小中・高校）
 - ・ 学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合（小中・高校）
 - ・ 児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合（小・中・高・特支）
- 進捗状況
 - 5年計画の5年目末時点の評価を行うため、進捗率100%を基準に評価する。
 - 「○」:100%以上、「△」:0.1%以上～99%未満、「×」:0%以下
 - (9月公表)

基本方針内容	評価指標の進捗状況 (R5年度実績)				
	○	△	×	未公表	合計
基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現					
基本方針1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	2	2	9	4	17
基本方針2 ふるさに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材を育成します	2	6	1	0	9
基本方針3 学校・家庭・地域による教育を推進します	4	0	0	0	4
基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開					
基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します	0	1	3	0	4
基本方針2 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます	0	1	0	0	1
基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備					
基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます	5	4	2	4	15
基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります	2	1	1	0	4
合計	15	15	16	8	54
	(32.6%)	(32.6%)	(34.8%)		



内容

(11月公表)

基本方針内容	評価指標の進捗状況 (R5年度実績)				
	○	△	×	未公表	合計
基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現					
基本方針1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	4	3	10	0	17
基本方針2 ふるさに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材を育成します	2	6	1	0	9
基本方針3 学校・家庭・地域による教育を推進します	4	0	0	0	4
基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開					
基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します	0	1	3	0	4
基本方針2 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます	0	1	0	0	1
基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備					
基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます	8	5	2	0	15
基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります	2	1	1	0	4
合計	20	17	17	0	54
	(37.0%)	(31.5%)	(31.5%)		

- 今後の対応
 - ・ 令和5年度の点検評価結果を取組に活かしていく。
 - ・ 令和6年9月県議会において資料配付した「令和5年度教育委員会の活動状況報告書」について、「確定版」を各県議へ配布し、ホームページ上で公表する。

「山梨県教育振興基本計画」評価指標 点検・評価表

「進捗率」：令和5年度末の目標値に向けた令和5年度末時点での進捗率

「達成状況」：現行計画の実施期間5年間の5年目末時点の評価を行うことから、進捗率100%を基準として進捗度合いを評価するが、期間中におけるコロナ禍などを考慮し、基準値より進捗しているかの観点でも評価を実施する。

「○」：進捗率が100%以上（目標達成）

「△」：進捗率が0.1%以上99%未満（目標未達だが目標に向け前進した）

「×」：進捗率が0%以下（目標未達）

No	担当課	指標の概要	基準値	R5年度の目標値	R5年度の実績値	進捗率(%)	達成状況	取組の評価(◇)と今後の方針(○)
【基本目標Ⅰ】「生きる力」を育む質の高い教育の実現								
【基本方針1】バランスのとれた知・徳・体を育成します								
(2)豊かな心の育成								
3	特別支援教育・児童生徒支援課	【いじめ・不登校等への対応の徹底】 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」をもとにしたいじめの解消率	(H29)					◇各学校においてカウンセリングに関わるマネジメントとコンサルテーションの重要性について研修等の場で指導する等、スクールカウンセラーがいじめの解消に向けて有効に活用されている。 ◇いじめの認知件数については、R4年度の8,103件からR5年度は8,408件に増加した。法の理解が一層進んだことにより、軽微ないじめも見逃さないという考えが定着してきたことと、先生方が児童生徒の苦しみに寄り添い、早期発見と早期対応に取り組んだためと考える。 ◇いじめの解消率が伸び悩んだ要因は、安易に解消したとせず各学校で慎重に対応したうえで解消の判断をするよう努めていることや、認知件数自体が増加していることが考えられる。 ○引き続き、いじめの解消については慎重に判断していくとともに、「山梨県いじめ問題対策連絡協議会」との連携、生徒指導主事（主任）研修会等における事例研修等について、継続して取り組んでいく。
4			小中 99.1 %	小中 99.5 %	小中 98.4 %	-175	×	
5	特別支援教育・児童生徒支援課	【生徒指導の充実】 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合	(H29)					◇総合教育センター内の相談支援センターの相談支援機能を強化し、各市町村等関係機関とのネットワークを活用した支援を行う体制を構築した。 ◇令和5年度から、担任等による週1回程度以上の継続的な相談・指導を受けている児童生徒の調査が追加された。今回の結果から、担任等による電話連絡、家庭訪問が定期的に行われていることがうかがえる。 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家による相談・支援について、様々な機会を捉えて周知し活用を促す。 ○教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが協働して、不登校児童生徒の家庭訪問をする等、積極的な支援を実施していく。 ○学校と教育支援センター、フリースクールなどとの連携を強化していく。 ※令和5年度実績値には担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導を受けている児童生徒数を含む。
6			小中 70.8 %	小中 75.0 %	小中 95.7 %	592.9	○	
			(H29)					
			高 83.5 %	高 87.5 %	高 95.7 %	305.0	○	
【基本目標Ⅲ】だれもが安心して学べる教育環境の整備								
【基本方針1】質の高い教育のための環境整備に努めます								
(3)ICT活用のための基盤整備								
47	総合教育センター	【情報活用能力の育成】 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合	(H29)					◇多くの教員が学校や総合教育センターで実施されたICT研修会を受講し、令和5年度にICT指導力に関する研修を受講した教員の割合は81.8%で、令和4年度より5.7%向上した。研修会の受講率の向上から、ICT活用に関する知識を身に付け、自信を持って生徒の指導に当たることができるようになっている。 ○引き続き、学校で開かれる校内研修に指導主事を派遣し、指導・助言を行う。また、生成AIなどの新たな情報技術の適切で効果的な活用などを踏まえ、教育DXの実現に向けて、総合教育センターで開催する研修会の内容を吟味し、内容の充実を図る。
48			小 69.6 %	小 75.0 %	82.1 %	231.5	○	
49			中 64.5 %	中 75.0 %	80.1 %	148.6	○	
50			高 68.3 %	高 80.0 %	84.4 %	137.6	○	
			特 72.0 %	特 80.0 %	78.4 %	80.0	△	

議案第 28 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 29 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 30 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

報告事項 8

令和7年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査結果について

[別途資料配付]

少人数教育推進検討委員会報告書について

[別途資料配付]

(令和6年11月20日 定例教育委員会)

特別支援教育・児童生徒支援課

<p>件名</p>	<p>山梨県いじめの防止等のための基本的な方針の改訂について</p>
<p>経緯</p>	<p>○「いじめ防止対策推進法」(H25.9)の規定に基づき「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」策定(H26.3) ○国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(H29.3最終改定)にともない「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改訂(H30.9) ○「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」では、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、見直しを検討し、必要な措置を講じるものとしている。 ○「生徒指導提要の改訂(R4.12)」、「警察等との連携の徹底について(R5.2)」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂(R6.8)」の通知にともない「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂(R6.11)</p>
<p>内容</p>	<p>○令和6年度改訂の主なポイントは次のとおり</p> <p>1 生徒指導提要の改訂等に伴ういじめ問題への対応の強化・徹底</p> <p>①学校いじめ防止基本方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」のHP等への公開に加えて、年度当初や入学時に児童生徒・保護者へ必ず説明することを明記 <p>②いじめを受けた児童生徒の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策組織への報告義務や組織的な対応、進学や転校・転学に際し、学校間における情報共有の重要性及びいじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことを明記 <p>③保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が、学校等が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努めることを明記 <p>④いじめ早期発見のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知することを明記 <p>2 警察との連携の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、警察への相談・通報を行うことを明記するとともに、保護者等への周知を行うことを明記 <p>3 いじめ重大事態への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前、本方針の中でも重大事態への対処に係る記載をしていたが、令和6年8月に重大事態ガイドラインが改訂され、重大事態への対応方法が詳細に示されたことから、ガイドラインの構成及び留意事項を記載 <p>○周知の方法</p> <p>1 1月下旬 各市町村(組合)教育委員会、各教育事務所、総合教育センター及び各公立小中高等学校に文書で周知するとともに、県教委ホームページに掲載</p> <p>1 2月 5日 人事説明会(公立小・中学校長)での説明 高等学校・特別支援学校校長連絡会議での説明</p> <p>1 2月 10日 合同指導主事会議での説明</p> <p>1 月 23日 中学校生徒指導主事研修会での説明</p> <p>2 月 18日 高等学校・特別支援学校生徒指導主事連絡会議での説明</p>